

市民大学設置運営に関する協定書

相模原市教育委員会（以下「甲」という。）、座間市教育委員会（以下「乙」という。）及び
北里大学（以下「丙」という。）は、市民大学設置運営に関して、
次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、相互の連携により、市民・高等教育機関・行政が共に考える契機として高等教育機関の機能を生かした学習機会を提供し、もって社会が抱える諸課題の解決及び市民の学習ニーズの充足に寄与することを目的に、次のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組み、かつ相互に連携し、協力する。

- (1) 教育及び研究の視点から講座の企画、講師、会場等の教育資源の提供、必要な教材、備品等の確保その他講座の実施に関すること。
- (2) 市民大学連絡会議の開催に関する事務、受講の募集に関する事務、受講の申込みに関する事務、受講決定に関する事務等の市民大学の運営に関すること。
- (3) 市民大学連絡会議において、意見交換により、市民大学の企画及び運営についての検討及び決定に関すること。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも更新しない旨の申出がない場合は、更に1年間更新し、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 相模原市教育委員会
教育長 岡本 実



乙 座間市教育委員会
教育長 金子 権之輔



丙 北里大学
学長 岡 安

